

静岡県立吉田特別支援学校の施設等の開放に関する細則

(目的)

第1条 この細則は、静岡県立学校の施設等の開放に関する要綱（以下「要綱」という。）第10条第2項の規定に基づき、静岡県立吉田特別支援学校の施設等の開放について、その円滑な運営を図るため、必要な事項を定めることを目的とする。

(利用者の範囲)

第2条 要綱第5条に定める開放施設等を利用できるものは、年間を通じて複数回利用を計画し、次の各号のいずれかに該当する団体とする。

- (1) 地域住民の社会教育活動、文化活動又はスポーツ活動を目的に掲げ、代表者を成人とする5人以上の団体。
- (2) 資格・検定試験等の実施を目的とした学校PTA等社会教育関係団体。

(利用団体の登録)

第3条 要綱第5条の規定に基づき、開放施設等を利用しようとする団体（以下「利用団体」という。）は、翌年度の利用について3月1日から施設開放委員会が指定する日までの間に開放施設等利用者登録申請書（様式第1号）及び利用者名簿（様式第2号）を静岡県立吉田特別支援学校施設開放委員会（以下「施設開放委員会」という。）へ提出しなければならない。

- 2 施設開放委員会は登録申請書を審査し、承認した団体には登録証（様式第3号）を交付する。
- 3 翌年度の中途における登録申請については、直近の施設開放委員会において審査し、承認した団体には登録証を交付する。

(開放施設等の種類及び利用種目)

第4条 開放施設等は、次の表の左欄に掲げる施設とし、利用できる種目は、それぞれ同表の右欄に掲げる種目とする。

開放施設等	利用できる種目
運動場	サッカー、その他施設開放委員会が適当と認めるもの
体育館	バレーボール、バスケットボール、ハンドボール、卓球、インディアカ、バドミントン、体操、その他施設開放委員会が適当と認めるもの (使用する器具は利用団体が用意すること)
その他	施設開放委員会が適当と認めるもの

(開放の日時)

第5条 開放時における開放時間は次のとおりとする。ただし、校長（施設開放委員長）が認める場合は、開放時間を変更することができる。また、4月1日から施設開放委員会が登録証を発行するまでの間及び年末年始閉庁期間は開放しない。

	午 前	午 後	夜 間
運 動 場	8時00分から 12時00分まで	13時00分から 17時00分まで	18時00分から 21時00分まで
体 育 館	8時00分から 12時00分まで	13時00分から 17時00分まで	18時00分から 21時00分まで

※ 学校の休業時等で学校運営上支障のない場合に限る。また、午前・午後・夜間の区分を連続して利用する場合は、各区分の間を引き続き利用するものとする。

(利用計画の決定等)

第6条 施設開放委員会は、利用計画を決定の上、毎月当該計画を前月の末日までに通知する。

- 2 施設開放委員会は、学校運営上支障がある場合には、利用団体に対し利用の中止を命ずることができる。
- 3 施設開放委員会は、次の各号のいずれかに該当する利用を行う団体に対して、その施設等の開放を中止することができる。
 - (1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認めるとき。
 - (2) 政治的又は宗教的活動をするとき。
 - (3) 営利の追求、寄附金の募集、物品の販売、契約の勧誘又は署名の収集その他これに類する行為をするとき。

(利用の手続)

第7条 施設を利用しようとする団体は、開放施設等利用申請書（様式第5号）に登録証を添えて、利用を希望する月の前月20日までに施設開放委員会に提出し、許可を受けなければならない。

また、前月21日以後の利用申請については、予約状況に応じて受け付けられるものとする。

なお、別に定める優先団体以外の申請は原則翌月分のみとし、複数月分の申請は認めないものとする。ただし、校長（施設開放委員長）が認める場合は申請可能とする。

- 2 施設開放委員会は、前項の申請を許可したときは、開放施設等利用許可証（様式第4号）を交付する。
- 3 利用団体は、開放施設等の使用が終わった場合は、速やかに施設開放委員会に報告しなければならない。報告は開放施設等利用報告書（様式第6号）または所定の電子フォームによるものとする。
- 4 第1項の許可を受けた者が、辞退し、又は変更しようとするときは、開放施設等利用許可証を添えて施設開放委員会に速やかに申し出、その指示を受けなければならない。

(利用の調整)

第8条 前月の21日の時点で同一の開放施設等を2団体以上が利用申込みをした場合は、相互の話し合いにより利用者を決定する。

(経費)

第9条 電気料等利用実費が明確に判明する経費については、利用団体が負担する。ただし、校長（施設開放委員長）が認める場合は、この限りではない。

- 2 電気料は、「行政財産の使用許可等の事務取扱いについて」（昭和39年4月13日財第103号総務部長通達 最終改正令和4年2月10日財資第365号（令和4年4月1日施行）の「6 使用許可にかかる光熱水費等の負担」の電気料相当額の例により算出する。ただし、電気利用しなかったと申告があれば、電気料は請求しない。
- 3 電気料を積算する時間は施設利用報告の実績時間を基礎とする。ただし、1時間に満たない時間を含む場合は1時間単位に切り上げる。
- 4 電気料以外の経費のうち、利用者負担が適当と思われるものについては、県教育委員会と協議の上決定する。

（原状回復）

第10条 利用団体の明らかな過失により、開放施設、物品等を破損した時は原状に回復する。その際の修繕費等は利用団体が負担する。

（利用の責任）

第11条 開放施設利用時に、発生した事故等については施設開放委員会は一切の責任を負わない。

（利用者の遵守事項）

第12条 利用団体は、開放施設等の使用に当たり、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- （1） 利用時間を厳守すること。
- （2） 開放施設等の鍵の借用及び返還は、施設開放委員会の指示に従うこと。
- （3） 指定した施設以外の施設に立ち入らないこと。
- （4） 学校の都合、天候等により、施設開放委員会が施設等の開放の中止を指示した場合は、これに従うこと。
- （5） 校内における飲酒及び所定の場所以外で飲食をしないこと。
- （6） 学校敷地内は全面禁煙となっているので、敷地内では喫煙しないこと。また、周辺住民に迷惑を及ぼすとともに火気使用に当たることから、学校周辺においても喫煙しないこと。
- （7） 火気を使用しないこと。
- （8） 開放施設等へ危険物を持ち込まないこと。
- （9） 騒音を発することや乱暴な行為等により、他の利用者、学校関係者、周辺住民等に迷惑を及ぼさないこと。また、体罰や暴力行為は行わないこと。
- （10） 利用終了後は清掃を行い、ごみは持ち帰ること。
- （11） 開放施設・設備を損傷した場合は、施設開放委員会が指定した連絡先に直ちに報告し、その指示に従うこと。
- （12） 登録証及び学校施設利用許可書を他の団体に譲渡し、又は貸与しないこと。
- （13） 物品を保管・展示する場合は、施設開放委員会の許可を得ること。
- （14） 張り紙等の行為をする場合は、施設開放委員会の許可を得ること。
- （15） 学校敷地内では交通安全に最大限の配慮をし、自家用車は最徐行（8km/h以下）で走行すること。
- （16） 第8条（利用の調整）により、施設開放委員会が相手方に連絡先を伝える場合がある。

附則 この細則は、平成27年4月1日から施行する。

附則 この改正は、平成28年4月1日から施行する。

附則 この改正は、平成29年4月1日から施行する。

- 附則 この改正は、平成30年4月1日から施行する。
- 附則 この改正は、令和2年4月1日から施行する。
- 附則 この改正は、令和3年4月1日から施行する。
- 附則 この改正は、令和5年4月1日から施行する。
- 附則 この改正は、令和6年4月1日から施行する。
- 附則 この改正は、令和8年4月1日から施行する。